本省局部課長所管各庁の長

法務省定員規則(平成13年法務省令第16号)第2条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

法務大臣 森 ま さ こ (公 印 省 略)

法務省定員細則の一部を改正する訓令

法務省定員細則(平成13年法務省人定訓第80号大臣訓令)の一部を次のように改正する。

第1項の表を次のように改める。

区				分		定	員	備	考
本省	内部部局	大	臣	官	房		392人	及を はの法のは書び含う,定法う,館	次書。,法と部。立部定官官 5 法しの 国法員官 7 9 制,定 6 会務と人人 人部司員人図図す
		民	事	Ē	局		97人		
		刑	事	F	局		6 4 人		

	矯 正 局	83人	
	保 護 局	41人	
	人権擁護局	24人	
	訟 務 局	87人	
	小 計	788人	
施設等機関	法務総合研究所	84人	
1	矯 正 研 修 所	85人	うち, 24人は, 支所の定員とす る。
	刑務所, 少年刑務所 及び拘置所	19,658人	
	少 年 院	2,408人	
	少年鑑別所	1, 165人	
	婦人補導院	2人	
	小 計	23,402人	
地方支分部局	法務局及び地方法務局	8,898人	
	矯 正 管 区	288人	
	地方更生保護委員会	311人	
	保護観察所	1,534人	
	小 計	11,031人	

	 検 	察 广	11,863人	
	本	省計	47,084人	
出入国 在 留 管理庁	内部部局		88人	長官1人,次長1 人,審議官2人及 び参事官1人を含 む。
		出入国管理部	48人	
		 在留管理支援部 	7 5 人	
		小計	211人	
	施 設 等機 関	入国者収容所	235人	
	地 方 支分 部 局	地方出入国在留管理局	5,420人	
	出入国在	留管理庁計	5,866人	
公 審 套 員 会	内部部局	事 務 局	4人	
公安調査庁	内部部局	総 務 部	81人	長官1人及び次長 1人を含む。
		調査第一部	125人	
		調査第二部	167人	
		小 計	373人	
	施設等機関	公安調査庁研 修 所	人8	
1 1				

	地方支分部局	公安調图	査 局	1,279人	
	公安	調 査 庁	計	1,660人	
法	務 省	合	計	54,614人	

附則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、次の表の区分の 欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定 員の欄に掲げるとおりとする。

Þ	₹		,	分	期間	定	員
少	年	鑑	別	所	令和2年6月30日までの間	1,	170人
法地	務 方	局法	及 務	び 局	令和2年6月30日までの間	8,	908人
検		察		庁	令和2年12月31日までの間	11,	873人